

資料

犯罪報道の現在地（資料編）

－早崎康之記者（高知新聞社）へのインタビュー記録－

利根川 韶

（監修）稲田朗子

本稿の掲載にあたって

- 一 早崎康之記者（高知新聞社）へのインタビュー記録
- 二 「高知新聞社 編集手帳 第2版 報道基準（抜粋）」

本稿の掲載にあたって

本稿は、2022年度人文社会科学部社会科学コース卒業生の利根川響君が提出した卒業論文の資料編にあたる。卒業論文の前半部分については『高知論叢』今号において別稿で掲載している。本稿では、卒業論文作成にあたって実施した調査のうち、早崎康之記者（高知新聞社）に行ったインタビュー調査の記録と、卒業論文において「資料」として付した「高知新聞社 編集手帳 第2版 報道基準（抜粋）」を掲載する。

同君の卒業論文が、2022年度同コース最優秀卒業論文に選定されたことや掲載までの経緯等については、『高知論叢』今号別稿を参照されたい。本資料の掲載にあたっては、その要否を慎重に検討した。地元高知県の有力な地方紙である高知新聞で、実際に記事を書いておられる記者の方の「現場の生の声」の記録に加え、各新聞社に存在するとされながらも、内部資料としてその内容が明らかにされていない「報道基準」について、資料の希少性や資料的価値の高さから、『高知論叢』今号「資料」として、そのまま掲載する意義は大きかろうと

判断した。ご海容いただければ幸いである。

犯罪報道被害の問題は、それが指摘されて久しいが、問題は解決に向かうどころか、ますます深刻さを増しているのが現状である。犯罪報道被害を訴える立場からは、「第4の権力」たるマスコミも、批判の対象とされる。しかしながら、日頃、言論を扱っているはずのマスコミから、「犯罪報道」について、当事者としての言論が発される機会は、SNSが普及した現在に至っても、なお限りなく少ない。現場の記者レベルになると、言論を封殺されているのではないかと思えるほど、というのが現状ではなかろうか。一方で、一部週刊誌による「人権を護ってメシが食えるか」といった軽口の類いが、さもマスコミの立場であるかの如く捉えられがちではなかろうか。このような状況では、報道する側、される側、報道を受け取る側の相互理解への道は閉ざされたままである。それぞれの間のコミュニケーションが、そもそも成立していないからである。

今回、早崎康之記者（高知新聞社報道局（調査実施時））には、インタビュアーである利根川君からの質問に対して、報じる側からの赤裸々な回答をしていただいた。さらに、実名での調査結果並びに「高知新聞社 編集手帳 第2版 報道基準（抜粋）」の掲載を許可していただいた。本研究への御協力に厚く御礼を申し上げたい。

（以上につき文責 稲田朗子）

一 早崎康之記者（高知新聞社）へのインタビュー記録

2022年11月24日 10:00～

犯罪報道に関するヒアリング調査 @高知新聞社

高知新聞社 報道局 早崎康之様（個人名・社名ともに掲載可 確認済）

【利根川】それでは調査を始めさせていただきたいと思います。高知大学の利根川響と申します。よろしくお願ひいたします。

まず初めにお仕事全般について、お伺いさせていただければなと思います。まず、記者歴と、今現在のお仕事、担当、取材場所、取材対象者など概要を教

えてください。お願ひします。

【早崎】24年目か？24年目、はい。報道部のデスク作業です。いろんな記事を見るんですけども、事件の原稿は基本僕が見ます。

【利根川】ありがとうございます。犯罪報道に携わったご経験、今お話しになつたと思うんですけども、その期間というのはどのくらいになりますでしょうか。

【早崎】じゅう…、支局も毎日「サツ回り」するので、それも警察といえば、事件といえば15年ぐらいですかね。

【利根川】15年。支局の「サツ回り」というのはどのようなお仕事になるんですか？

【早崎】支局はそこで起きたこと全て担当するので、本社やったら、メインが事件・事故担当とか、司法とかの担当があるんですけど、高知やったら支局に、例えば室戸支局とか、幡多支社というところになると、柔らかい取材、経済の取材、政治の取材をしながら、事件も当然やるので、っていう意味ですね。

【利根川】ありがとうございます。では、あのお仕事については以上になるんですけども、続きまして日本新聞協会が出しています新聞倫理綱領についてお伺いしたいと思います。

まず一点目です。高知新聞社では新人記者研修などで、日本新聞協会の新聞倫理綱領というものを扱いますか。扱われるのであればその期間と、これを見直す機会というのが定期的にあるか、というのもお伺いできればなと思います。よろしくお願ひします。

【早崎】読むと思います、はい。

新聞倫理綱領は一定の考え方ではありますけど、それは金科玉条でもなんで

もないので、やっぱりそれを頭の中にどっかに置いて、その中で日々の業務、書く意義とか、人権とか、そういうのを考えながらやる感じですかね。だから、そんなに新聞倫理綱領を読んだって、それを見るより、県民に向き合う方が、読者に向き合う方が大切だと思うんで。そんなに見直していないと思います。で、綱領を定期的に見直すっていうのは、それは改定するって意味ですか。それとも読み直すって意味ですか。

【利根川】読み直す意味です。

【早崎】まあ…、そんなにないんじゃないんですかね。

【利根川】あまりないと。それでは頭の中に一旦は入れながらも県民の皆様に向き合う方が大切であると。

【早崎】はい。で、日本新聞協会自体別に僕ら入ってますけど。別にそこが上部組織でもなんでもないんですね。

だからこういうの出してるから。（日本新聞協会『実名と報道』の冊子を取り出す）まあ、一応これみんな見てますけど。

【利根川】『実名と報道』はすべての記者が一旦は読むものになるんですか？

【早崎】そうだと思います。そうですね。

【利根川】それはいつ頃読むんですか？最初の研修ですか？

【早崎】そうですね。

【利根川】その『実名と報道』は定期的に読むって機会はあるんですか。あまりないですか。

【早崎】そんなには。だってこれも「誰が書いとんねん」って話ですから。

【利根川】なるほど分かりました。ありがとうございます。

それでは次に移るんですけど、高知新聞社には新聞倫理綱領に相当するような事件・事故報道に関する指針というものは存在しますでしょうか。

【早崎】一定の指針はあります。

【利根川】一定の指針というのは、例えば具体的にどのようなものがあるか教えていただくことは可能ですか。

【早崎】『青本』というものがあって、あの事件の時はこういうことを書きますとかっていうのはあります。こういうことには配慮しましようっていうのはありますね。

それと、例えば、飲酒運転の時とか、摘発で、警察が公表した時に、これぐらいの役職の人だと、匿名でオッケーです。でも、すごく職責が重い方、課長とかそういう、公の、公人としての色合いが強い人はこっから先は実名ですとかっていうのはあります。

【利根川】一定の身分以上的人は実名、それ以下的人は匿名のような。

【早崎】例えばそういう原則はあります。すべてがそうではないんですけど。考える、判断をする上での一定のラインっていうのは、文書としてあります。

【利根川】それは『青本』に記載されていると。

【早崎】えーっと、『青本』も毎年見直しているわけじゃないので。なんかページであります。

【利根川】ありがとうございます。それでは四点目なんですけれどもと新聞倫理綱領や先ほどお話をいただいた『青本』などの報道指針、一般に言われる“記者倫理”と呼ばれるものは、報道の現場でどれほど意味のあるものだとお考えかというのをお伺いしたいなと思っています。指針であったり、綱領というものを全て守っていたら、自分の伝えたい真実、事実というものを思い通り記事にできないものかどうかと考えたんですけども。それはどのように現場の記者の方がお考えになっているか伺いたいです。

【早崎】全員がそうかどうかわかんないですけど、私の考え方として、社を代表して言ってるわけじゃないんで、あれなんですけど、記者個人にして言えば、これは守るべきものではなくて、判断の重要な、大切な指針の1つだと思います。「守る」「守らない」じゃなくて、今こういう綱領が存在してて、存在していると。で、そこはこういう風なことを謳っている。で、市民の感覚としては、こうとかって、いろんな判断材料の中の1つかなっていう風に思っています。

【利根川】判断材料の一つとして指針があって、それを守るか守らないかは別なんですかね。

【早崎】「守る」という意識は無いですね。

【利根川】「守る」という意識は無いと。どちらかというと「知っている」。

【早崎】知ってるだけというか、当たり前のこと書いてるので、読まなくとも、それはもう身体に染み込んでる話なので。倫理綱領あるでしょ。あれって、当然のこと書いてるわけじゃないですか。で、僕ら毎日もっと細かい公共の福祉、公共の利益と、人権とのせめぎ合いのなかにいるわけなんで、そこには答え書いてないんですよ。

【利根川】染み込んでくるというのは、入社してからの積み重ねという感じで

すか。

【早崎】入社時からまあそうでしょうかね、はいはい。

【利根川】入社時から人権意識はやはり高いですか。

【早崎】 そうなると思います。だってそれないまま一個も記事は書けないですからね。

【利根川】ありがとうございます。

次に犯罪報道全般について、お伺いしたいと思います。まず1点目なんですが、犯罪報道に関して、取材活動や記事の執筆をされる際に、企業単位で、記者個人の単位で報道被害、例えば一般市民に対する名誉毀損であったり、メディアスクラム、冤罪などが起こらないよう気を付けていらっしゃることはありますか。

【早崎】もう日々、すべて気をつけています。

【利根川】例えば、具体的にどのようなことに気を付けていらっしゃいますか？

【早崎】その人がやっぱ嫌だと思うこともやらないですし、その嫌だって思っても聞かなきゃいけないこともあるわけで、書かなきゃいけないことがあるわけで、そこのせめぎ合いの作業はもういっぱい、毎日、日々、24時間そうなので、これも気を付けているっていうか、常にです。だからその書かれた相手がどう、どれほど傷つくかとか、それがどれほど重いことなのかっていうのは、全ての記事において、1本の記事、その100%の記事において考えます。

【利根川】一日にどれほどの犯罪報道を扱うのですか？均すとでかまわないんですけど。

【早崎】均すとどうでしょうね。あんまりそんな事件もないんで、2本とかそれぐらいなんじゃないですか。犯罪の事件的なものでいうと。

【利根川】年間でだいたい700本くらいの記事を。

【早崎】そんなもんじゃないでしょうかね、はい。

【利根川】その記事については、全部100%受け手の気持ちを考えながらなんですね。

【早崎】そうですね。書かれる容疑者の立場も、被害者の立場も、一般市民も、第三者の人のことも念頭においてです。はい、それが無い記事があつてはいけない。

【利根川】加害者と被害者と第三者だとバランス的にはどちらに寄りますかね。

【早崎】どちらにも寄ってない…、どちらに寄る…。どうなんでしょうね。容疑者にはやっぱりちょっと厳しいかもしないですね。

【利根川】今、現状の報道を見ると、やはり加害者側には厳しい書き方になっているというような感じですか。

【早崎】そうですね。加害者側に例えば出すなよっていうところもありますよね。で、書かれたくないと思いますよね。じゃあ書かないのかっていうところで言うと、加害者の要求は100%聞けてないと思います。

【利根川】それはやはり記者としてモヤモヤする部分というか、苦悩している部分ではあるんですか。

【早崎】苦悩…。その苦悩という表現が正しいのかどうか分からないですけど、いつもそこで考えますね。判断はしなきやいけないし、「正解」というのもないところなので。難しいとこですねたしかに。おっしゃられるように、はい。

【利根川】ありがとうございます。それでは二点目に移るんですけども、もしも報道によって被害が生じてしまった場合には、高知新聞社として、どのようにそれを回復するのか、というような指針であったり、具体的方法があれば教えてください。お願ひします。

【早崎】はい。でも明文化されたものを見た記憶はないんですけど、会社の常識として、まず謝罪して、向こうが名誉回復なり、お金なりっていうところの話し合いにもなりますので。そこの折り合いがつかなければ裁判になりますし。で、実際も名誉毀損とかそういうので訴えられている裁判もあるし、進行中のものもありますし。はい。

【利根川】一般には和解か、それとも裁判の法廷で争うような感じになるんですかね。

【早崎】できたら一番は法廷の場にならずにですよね。こちらの意図とかを説明して、向こうに納得していただくっていうのが、ベターですけども。そうならない場合は、やっぱこう裁判とかになってしまうということになります。

【利根川】自主的に謝罪記事を出されるというようなことはないですか。

【早崎】それが、やっぱこちらの落ち度があってなら、そういうのもあるかもしれないんですけど、今までそれは見たことないですね。

【利根川】早崎さんが入社されてからはそういったことは無いということですか。

【早崎】なんでしょうかね。こちらのミスで間違ったことを書いて謝罪っていうのはあるんですけど、犯罪報道でここまで書きましたっていうので、事実を書いてて、その虚報を書いてるとか、書きすぎたっていうのは、自分の知ってる限り、新聞で自ら謝罪っていうのはないような気がします。

【利根川】ありがとうございます。三点目のお話を伺いたいんですが、犯罪被害者や被害者家族への配慮というのが重視されているのは、近年の報道姿勢から理解できるんですけども、加害者とされている被疑者・被告人であったり、その家族に対する報道上の配慮というのは何かありますか。あればその詳細を教えていただきたいです、お願ひします。

【早崎】殺人事件やったりっていう部分は社会が一般的に実名報道っていうのを、許容してくれる雰囲気にはまだあるんじゃないかなっていうふうには思ってます。ただ、そうじゃない微罪をどこまで書くかっていうところで、うん。やっぱ、犯した罪に比べて書かれること、新聞記事に書かれることによって、負うキズがあまりにも大きすぎるっていうものは、記事自体をボツにします。警察が実名発表しても、「もうこれは記事に載せない」とか。例えば、高齢の人2人組が良心市で盗みを繰り返したりっていうようなやつも、その人の地域におけるアレとかっていうのを、これからのことを考えたりして、匿名で。でもこんなことはいけないよねっていう注意喚起にしたこともありますし。その都度、その都度、やっぱり「重さ」っていうのは考えますね。報道されることによって、うん。その人や家族への「重さ」っていうのは考えますね。難しいところではありますね。

【利根川】やはり地域性のようなものもでてくるのでしょうか。高知県ならでは、というか、地域のなかで。

【早崎】やっぱり地方紙の方が、どんなニュースも細かく載っているじゃないですか。D新聞なんて高知のニュース、県版を見てもどんな大事件でも載って

ない。まあ人がいない。E新聞も人がいないから、ニュースなんてもう拾えないわけですよ。高知の県版って、愛媛のニュースとか香川のニュースとかばっかりで。

今、実情で言うと、ちゃんと取材して新報ってF新聞だけです。G新聞とか、頑張ろうとしてるかもしれないんですけど、もうその地方のニュースを拾うっていう。これで、社会で、地方で何が起こっているかって、本当にわかっているかって言ったら、もう厳しいですね。で、その状況で言うと細いニュースが、「あの地域でこんなことがあった」って、「社会ってこんなちっちゃいスリがいっぱい出ゆうがやね」とか、「小さい窃盗、車上荒らしが起きゆうがやね」っていうのは、多分地方紙しか乗らないんですよ。だから、東京で犯罪起こしても、同じ犯罪起こしても載らないけど、地方、高知で起こしたら載っちゃうっていうか。そこは人権とかっていうことから考えたら、公平じゃないようなことが起きていると思います。はい。

高知ならではって言うよりも、都会と地方で、地方の方が小さい事件でも実名で報じられてしまうっていうところがあると。

【利根川】高知では実名で報じられるっていう部分を考慮しながら、実名を出すか出さないか、みたいな判断もされているっていうことですか。

【早崎】そうですね、はい。

【利根川】ありがとうございます。それでは四点目を伺いたいんですが。高知新聞社によって行った報道が適切であったか、記事掲載後に検証するような部署であったりとか、部門などはあるでしょうか。あるならば、その詳細を教えていただきたいです。お願いします。

【早崎】ひとつひとつを検証するとかっていうところはないですし、事件報道を定期的についてうふうになるんですけども、新聞全体をその外部の識者の方を招いて、「新聞と読者委員会」っていうのを月に1回かな、開いて、その結果

は新聞に載せて。他の新聞社さんもそうやと思うんですけど。それはやってますね。

【利根川】「新聞と読者委員会」というのが、月1回のペースであると。

【早崎】月1よりはもうちょっと、2ヶ月に1回ぐらいじゃないですかね。2ヶ月。ごめんなさい。

【利根川】ありがとうございます。その「新聞と読者委員会」は外部の有識者が入るのでしょうか。

【早崎】はい。外部の方ですね。うちは司会をして、外部の人が、県民の人が4、5人ぐらいで。あの、要するに、事件・事故だけに特化するのではなくて、全ての紙面を見てって感じですよね。

【利根川】ありがとうございます。その県民4～5人にプラスして有識者ですか？

【早崎】あ、いや。有識的な県民の方ですよね。

【利根川】それはどのように選ばれるとかはご存知ですか？

【早崎】高知ですごい有名な方とか、企業とか、色々活動されているとか、そういうアレですけど。どうやって選んでいるのか…、偏らないように政治色とか付かない感じではやっていると思うんですけど。

【利根川】政治色が付かないよう、有識者で県内の有名な方を、という感じですかね。

【早崎】有名、うん。何を有名かって言ったらアレですけど。まあまあそれぞれその方たちがおられる界隈では、一定その信頼を得られている方ということやと思います。

【利根川】ありがとうございます。それでは実名報道についてというテーマに移らせていただくんですが。一点目ですけれども、実名を出すかどうか、どこまでの身分、例えば、会社員であるとか、学生であるとか、あるいは企業の社長であるとか、そういう社会的属性を明かすかどうか、という基準は会社単位でそれぞれ存在するんでしょうか。それで掲載するか否かの最終的な判断は早崎さんのような担当デスクの裁量によって決まるのでしょうか。

【早崎】原則実名です。原則実名で、現場なり、デスクレベルなりで。で、「これは匿名やな」っていうところは『青本』とかにも一定のルールはあるんですけど。

えー、でも原則実名やな。原則実名で、所属もできるだけわかりやすく書く。けども、「ここはちょっとぼかした方がいいね」っていうところは、現場・デスク、自分だけではなくて、部長なり編集局長、センター長とか、ちょっと難しい、判断が迷うっていうようなところは、相談しながらやってますね。

【利根川】所属を分かりやすく書くというのは具体的にはどのように。

【早崎】そうですね。要はあの逮捕されても、会社名とか書かないですよね。で、だから会社員なのか、自営業、自営業やったら、じゃあ農業なのかとかっていうところが記事に必要やったらかくようなどころもあるんですけど。原則、読者に「こういうカタチの人ですよ」って分かるぐらいまでは、会社とか、その周囲に迷惑がかからんぐらいの線で、折り合いをつけて書く、っていうようなところでしょうか。

【利根川】逆にぼかした方が良いと担当の記者であったり、デスクの方が考え

るようなものっていうのは例えばどんなものがありますか。

【早崎】書くことによって、あんまり関係のない人が多分同じ会社に所属しちゅうとか、同じ学校に所属しちゅうとか、風評被害を受けたりとかっていう、その当事者ではないのに、同じグループに属しちゅうので、変な目で見られてしまうっていうようなことは、それはちょっとその人たちに申し訳ないわね、っていうようなところでしょうね。で、あんまり難しく考えるというよりは、自分のその立場やって、一般人やったらどう思う、って。そこまで書く必要あるか、っていうような感じでしょうかね。

【利根川】自分が読者の目線に立って、同じようにされたら。

【早崎】同じような立場のものやったとして、という。

【利根川】そういったところを基準にしながら考えていると。

【早崎】はい、はい。

【利根川】ありがとうございます。二点目ですけど、実名を出すかどうか、どこまでの身分、社会的属性を明かすかという基準は具体的に先ほど『青本』みたいなものがあるとおっしゃったんですが、その他にも何かあれば、エピソード等もあれば教えていただければと思います。

【早崎】話がすごく長くなるんですけど。あとで出てきますよね。実名報道の原則の正当性って出てきますけど、そこは自分がすごく悩むところが大きいです。過渡期やし、ずっとそれが続くとも思わないです。ただ現状は、実名報道の方に軸足を置きながら、実名やと関係者へのキズが大きすぎるなっていうようなもの、影響が大きすぎるなっていうようなものは、匿名にしていこうっていう、そういう、現状のところは考え方になってますね。

僕もわかるんですよ、全部匿名。例えば、その「公務員の犯罪とか、政治家の犯罪、有名人の犯罪以外はもう全部匿名でいいんじゃないか」っていう、「それもあるかな」っていう選択肢も、なきにしもないことはないんですけど。それも含めて、ただ、社会のニーズであったり、今までの流れとかっていうのを考えて、今のところは原則実名で、迷惑かけることが大きいっていうのは、匿名にしていくっていうところでしょうね。

【利根川】：早崎さん自身は、実名が出ていなかったとしても、報道できるんじゃないかという思いは抱えつつも、社会的なニーズというのも一方であるということを考えて、実名を選択しているっていう感じでしょうか。

【早崎】 そうですねえ。じゃあ匿名にするとなると、もう本当に何がどこで起こってるのかわからないようなところも出てきたりもするのかな。全部匿名っていうか、匿名原則にすると、また起こってくる問題もあるのかなと思って。そこは常に考え続けていかなきゃいけないし。ほとんど紙の新聞ってすごい今、若い世代とかに読まれている率が低いんですけど。ネットとかはもう全部匿名にしているんで。どうしてかっていうと、やっぱネットは、紙って残るっちゃ残るんですけど、みんな必死になって調べないと、紙の新聞って普通手に入れられないんですけど、ネットってポップってやればすぐ調べられて、ずっと残っちゃうんで。ネットはもう原則、よっぽど公人じゃない限り、原則匿名です。

【利根川】 それが高知新聞社のルールですか。

【早崎】 それは今のルールです。はいはい。ネットはもう原則匿名っていう。事件・事故報道は、残るのはもう、残ってしまうっていう。はい。

【利根川】 例えば逮捕の段階で、匿名で記事を出して、それでもしその事件が不起訴になってしまった場合というのは、前に逮捕時に出した記事っていうの

は、削除したうえで不起訴の記事を書くという感じなんでしょうか。

【早崎】いえ、違います。その不起訴にも色々あるので、削除しないですよね。不起訴になった理由が、警察の誤認逮捕だったら誤認逮捕って書くし、不起訴率ってものすごい高いんですよ今。ですから取り消したりしないです。だから、「逮捕された」っていうこと自体が重いって考えてます。で、何の疑いもなくて、逮捕されたんやったら、「何の疑いもなく逮捕した、不起訴やった」って書きます。「警察なにしとるんや」と。でも一個人の身柄を長時間拘束してやるわけですから、それだけの重さがあってやってるっていうことで、その微罪は書かないんですけど、基本実名報道。

それで、確かに多いです、「不起訴になった、逮捕されてワシ不起訴やき書いてくれ、不起訴と書いてくれ」っていうことで、お話しをして、不起訴と書いた事案もありますし、うん。

そこはケースバイケースで。確かにそういうケースが多いので、それがいいのか悪いのか、ちょっと自分でも判断つきかねますけど。不起訴になりそうなものは、例えば、なんで逮捕したかって、身柄は拘束したけど、48時間で身柄離しそうやとか、そういうものは取材を尽くしてですよね。「これちょっと身柄離しそうや」とか、けっこう知人の間の暴力事件で、すぐに誰かが通報して行って、知り合いを殴っちゃった、と。だけど、「多分これって被害者の側が被害届取り下げそうやね」って、そうなった時は、その人の不起訴になったにも関わらず、不起訴になりそうな、にも関わらず、名前が出てしまうっていうとの重さっていうのは、ちょっと重すぎるよねって。それなら、新聞に実名を書くのはちょっとやりすぎじゃないかってことで、記事自体を見送るっていうのも多々ありますね。

【利根川】ネット記事になると、不起訴の記事を改めて出して。で、逮捕の記事は残したままで不起訴の記事も、となるんですか。

【早崎】ネットはもう全部匿名で。不起訴の記事でも書きますね。逮捕時に一

定の重さのあるタイプならば。「微罪ですぐこれ離されるよね、必要ないんじゃないの」っていうことじゃなければ、不起訴でも書きますね。

今多いのでね本当に。検察官が嫌疑なしで不起訴ってほんないんですけど、嫌疑不十分でもない起訴猶予ってやつですよね、その起訴猶予で「まあまあまあ起訴まではえいろう」っていうのが多いので。

【利根川】起訴猶予とか嫌疑不十分とかって、検察側への取材で教えてもらえるものなんですか？

【早崎】それはちょっと言えないですね。多分取材力がないとわかりません。

【利根川】のちのちお伺いしたいんですけど、取材の方法についても。少し掘り下げて伺えればなと思うんですけど、そこらへんはやはり“信頼関係”というか。

【早崎】まあ信頼関係なのか、なんなのか。とにかくでも、僕らは市民に届けるために、その載せる・載せないっていう判断を僕らの頭の中でするわけにはいかないので。とりあえず、情報をとにかく集めた上で、正確に判断しなきゃいけないので、それはなんとかしようとしています。

【利根川】ありがとうございます。それでは三点目なんですけれども、一般人、特に企業の社長ではなく、公務員でもなく、高級官僚でもなく、議員などでもない、とりわけ社会的身分が高くはない人を実名で報道するっていうのは、早崎さん自身のご意見で構わないんですけども、なぜだと思いますか。

【早崎】：「誰が何かをした」っていうのが載っているのが新聞だからです。「誰が罪を犯した」っていうのが載っているのが、新聞かなって思うんで。誰が事故で亡くなったっていうのを、とか、誰と誰が衝突して、誰と誰が亡くなつたっていうのを書かんとってくれ、っていう人もおると思うんですけど。「あの人

がそこで亡くなった」っていうのを知るのも、新聞の役目やと思うので。だと言ひ聞かせています。

ここはでも、社会がそうなっていけば、「必要ないんじゃないかな」ってなっていけば、「いらないよ」ってなっていけば、新聞もそうなっていくんじゃないかなとは思います。

【利根川】社会の風潮というか、ニーズというのが変わっていけば、もしかしたら一般人に関しては実名で報道しなくても良いんじゃないかな、ということですかね。

【早崎】そういう風になって、「匿名社会の方が暮らしやすいね」って、匿名社会によっていろんな不利益が出てきても、「それでもいいよ」っていうことになってくるならば、それはそういうこともあり得るのかなとは思っています。だから、今の実名報道が100パーセント正解とも思ってないです。はい。

【利根川】例えば先ほどもおっしゃっていましたが、匿名報道で起こり得る良くない点というか、デメリットは、どのようなものがあると考えますか？

【早崎】「あんまりないんじゃないかな？」ってね。匿名にするからこそ、噂が起きたり、事実じゃないことが起きるかもしれないんですけど。で、そこがね、本当いろんな考え方があるんですよね。本なんかにもいっぱい書いちゅうし、いろんな考え方はあると思うんですけど。でも、論理的に言うと負けちゃうんじゃないですかねえ。

【利根川】論理的に考えると匿名報道によって起こり得るデメリットなんかはあまり考えがつかないと。

【早崎】いや、あります。ありますよ。あるんですけど、話すと長くなるので。ごめんなさいね。で、なんて言うんでしょう。この話って、本当にもう毎回毎

回警察とも僕らやり合いますし、実名発表してくれとかって。でも、これって本当に答えがないっていうか。本当ケースバイケースで。「この場合やとこの人の傷つき方が深すぎる」と。「一般から考えても、ちょっとやりすぎだよね」っていうようなところで、考えていくしかないと思うんですけど。なんて言うんですかねえ。

頭で考えて、「実名報道だ！」「匿名報道だ！」っていうところには、まだこなれてきていないんじゃないかなっていう気がしています。でも、新聞あけたときにはほぼXとY、ABCのものだと、なんか載っている価値が…、載っている価値じゃないけど、それってやっぱり社会で何が起きているか、どこで誰が何したかっていうのは分かりづらくなるのかなって。個人では思います。だからそこと、書かれることの傷の深さとか、重さとか、っていう部分のバランスを見続けなきゃいけないし、感じ続けなきゃいけない、とは思っています。

【利根川】 そのバランス感覚っていうのは、どういう記者であってもこれからは持つていいかなきゃいけない、と。

【早崎】 これからっていうか、これまでも、今も持ってきたとは思うんですけど。ただ、戦後、戦前からか、ずっとそういう報道の原則っちゅうか、社会の、全然何の根拠にも基づかんなんれ合いというか、そういうのがずっとあってきたのも、もう今は過渡期にあるのかなとは思いますね。

どこぞの海外とかやと、匿名が主流っていう国もちょっとはありますし。いや匿名とかっていうことがないよっていう実名報道で、匿名なんかないっていうような国もある。で、報道は実名が原則って国もあったりするし、それはそれぞれあると思うんですけど。

でも、やっぱこれはずっと考え方続けなきゃいけないっていうことは、すごく利根川さんはこれを考えて、テーマに選んだことは素晴らしいことやと思うし。これを報道機関に携わる者は日々考えていいかなきゃいけない話やなと思います、はい。

【利根川】ありがとうございます。そういうお話のなかでまた重い話題なんですが、実名報道の原則っていうのはどのような点で正当性があるというふうにお考えですか。今のところ実名報道の原則っていうのが、日本のメディアではあると思うんですけど。そこに対して今自分たちが信じていることであつたりとか、考えていることがあれば伺いたいんですけど。

【早崎】匿名にすると…、匿名の方がやっぱり嘘つきやすいんじゃないですかね。間違っていても誰にも怒られないし、誰にあってことは無いだろうけど怒られないし、怒りも少ないし。緊張感は少なくなるんじゃないですか。で、多分社会は「こんなこと起こってるんだ」っていうのは、ちょっと分かりにくいつていうか、自分の現在地とか、社会の現在地が分からんなるようになると、漠然と思うんですけど。でもそんなので、「正当性」って言っちゃいけない気がするね。「正当性」、無いんじゃない？「正当性」なんか無い。はい。正当性はないけど、正当性は無いけど…、正当性無いかもしないですね。はい。

【利根川】自分たちの書く記事が、嘘つき通しやすくなってしまったり、読者側から怒られないんじゃないかなっていう、そういう自分たちへの戒めの意識としての実名報道だと。

【早崎】まあ、「どこの誰さんがこんなことした」っていうのが出てこなくなると、それでいいのかなって。まあね。「悪いことしても別に誰にもバレんし」っていう社会になりますよね。

変態行為をしている人が、先生がとか、何かしてもわからない。まあ教員の逮捕歴とか、そういう歴とかってデータベース化するように今、社会の流れになっていますけど。こうやってなる前は、新聞が書かなかつたらずっとやり続けるなって。第二の被害者と第三の被害者と、第四の被害者が生まれる可能性だってあるわけで。でもそれだけで僕は「正当性」とも言えないと思うし。新聞が実名報道することによって犯罪を抑止してるっていうような、そういう抑止力的なことだけではないと思うんですよね。やっぱり、「何が起こってる

かが分からぬ」っていう方が、僕個人的には、ほかしすぎると、これだけ隣の人のことが分かんない、もっと分かんなくなるんかなって気はします。

【利根川】ありがとうございます。正当性は無いながらも。

【早崎】うんうん。無いながらも何か理由をつけて、なんとかやってるって感じですかね。

【利根川】ありがとうございます。では最後なんですけども。実名報道が裁判における無罪推定の原則に反する恐れがあるという意見について思うこと、感じることはあるでしょうか。それとも、記事を書くうえで、あまり意識はされませんか。思うこと、感じることがあれば、詳しく教えていただきたいです、お願いします。

【早崎】刑が確定するまで書いちゃいけないってことですよね。でも、じゃあ最高裁で刑が確定するまで15年待ちます、30年待ちます、50年待ちますって話です。何が起きているのか、逮捕されたことも僕は事実やと思うんで。逮捕された。で、その後無罪って分かった。それでいいかなと思ってます。「なんで無罪やのに逮捕されたがやろう」っていうところまで社会に伝えればいいんじゃないかなって。それで傷つく人がいるので、そこはバランスですけど。でも、楽ですよ。裁判まで待って、全部有罪になった人だけ「有罪」って記事書いてたら、僕ら仕事めっちゃ楽です。悩まなくていいですもん。それじゃあ社会で何が起こっているか分かんないです。

【利根川】例えば、裁判員裁判があったりして。逮捕、そして裁判員裁判になります、というような記事は、おそらく裁判の前に出ると思うんですけども、予断と言いますか、事前情報を与えてしまうことに関して、何か考えることありますか。

【早崎】予断を与えてはいけないっていう、裁判員裁判始まってからのルールつてあって、そういう一定の原則・ルールがあるので、そこはわきまえています。

ただ、個人としては「いやいや、裁判員もうちょっと信用せい」って。「新聞報道とかで揺らぐような、それじゃダメやろ」って。検察も弁護人も外からの記事で揺らがんような事実認定とかを、きちっとしてやればいいんじゃないの、って思っています。ただ、あんまりすり込むようなことはやってはいけないなっていうことはもありますけども、すり込むもなにも、事実は事実っていうか。あまりにも証拠がないのに、誰々がこう言っている。こう言っているばっかりを積み重ねるのは、記事としても面白くないし、意味がないと思うし、そんなんダメだと思うんですけど。それはやっちゃいけないと思っています。やっぱりその事実に基づいて、こんなことがあって、出どころをきちんと明確にして、「こんなことも起きてる、この人たちによるとこうですよ」っていうようなことは、書いていいかなと思ってますね。

【利根川】ありがとうございます。

それでは、情報の警察依存についてというテーマでお話を伺いたいんですが。まず一点目。警察発表以外の情報源というのは、例えばどのようなものがあるでしょうか。

【早崎】警察依存ですよね。大きい事件になれば、そうじゃないんですけど。小さい事件は警察オンリーですね。警察オンリーというか、警察の情報が元になりますよね。でもちょっとおかしいなと思ったら、「やっぱりこれおかしいんじゃない？」っていうことであれば、その現場の事件起こったところやったりするところ、聞き込みしますし。関係者への聞き込みはしますよ。警察発表以外の情報源…、必要なところには全部聞きに行きます。

【利根川】関係者というと、例えばどのような人ですか？

【早崎】事件に関わる同僚やったり、地域の人やその周辺の人やったり、じゃ

あ家族友人に当たれないかとか。疑問に思うところ、潰しちょかないかんなつてところがあれば行きます。

【利根川】 小さい事件はオンリーですか。

【早崎】 小さい事件というか、そこまで争いがないもの。例えば認めてるというようなところですよね。でも否認しているときはそれはもちろんしっかり書く。認めているは書かなくても否認は100%書きます僕ら。認めているっていうので、のちに認めてなかつたっていうケースはほぼ無いので。

で、例えばもし警察発表が僕らに嘘をついてたというか間違っていたら、それは「警察がこうやって間違っていた」って、なぜかっていう検証もするし。間違っていたって書くようにはするので。そういうなかで警察にべったりってほどでもないんですよね。僕ら警察に嫌われてますからね。全然警察にべったりじゃないんで。警察の不祥事も書きますし。警察発表以外も必要なときは。

【利根川】 ありがとうございます。先ほど、同僚や友人、家族などの周辺にも必要があればお話を伺うということだったと思うんですけど、目的というか、「必要であれば」というのはどういう点で感じるんですか？ 警察の発表に疑問を持つのですか？

【早崎】 そうですね…。「よく分からん」と。「警察の発表だけじゃ分からん」ということですよね。警察はこう言うけど、「これ以上は言えん」とか言うき、「いやそれやったら自分らで聞きに行こうや」っていうところですよね。

【利根川】 周辺の人が言っていることが間違っている可能性というのはあまり考えないです。

【早崎】 加味します、加味します。

【利根川】それはどういう点から判断するんですか？

【早崎】整合性ですよね。いろんな人から聞いて。警察発表もそうですよ。「それおかしくない？警察発表」って。で、「もっとちゃんと聞いて」って。報道担当の人が言うけど、「それ本当に間違ってない？もう1回聞き直して」っていう作業はよくありますし。はい。

【利根川】ありがとうございます。

では二点目なんですけども、警察発表の情報っていうのは、被疑者の弁護人などにもウラを取って確認することはあるでしょうか。

【早崎】必要な時は確認しますね。

【利根川】ウラ取りの取材というか。

【早崎】はい。弁護人に連絡して、「どうですか？」って。まあ弁護人あんまり言わないんですけど。

【利根川】あまり言わないんですか？

【早崎】しょうがないですね。「もうちょっと被害者のために言うてくれや」と思うんですけど。被害者・被疑者のために。でもあんまり協力的じゃないんですよ。

【利根川】聞く頻度っていうのはあまり多くはないですか？

【早崎】多くは無いですかね。いやどうかな。重大事件とか、結構大きく扱う事件の時は弁護人にも行きますよね。

【利根川】逆に重大事件と呼ばれるものでない場合はあるまい。

【早崎】そうですね。争いが無いというか。こんなことをしてしまいましたっちゅう話なので。で、その弁護人に聞いて、その言い訳をズラズラと、ぱーつて書いて、その記事を大きくしてしまうのもその人に悪いので。

【利根川】ありがとうございます。重大事件以外の小さな事件もウラを取って確認した方がいいなとかは思ったりしますか？

【早崎】します、します。しますよ。ベタ記事やけど何回もとかって、それはもうあります。重大事件っていうのは、ごめんなさい言葉が悪くて。どんな事件も扱いの大小はあるんですけど。耳目を集めると、扱いの、見出しの大きさもあるあるんですけど。どれも当人にとっては重大な事件なので。

で、よくトラブルが起きるのは、扱いが小さい事件の方が揉めるんです、僕ら。色々な考え方の違いとかって、「なんでこんなん書いた」とか「こここの書き方が違う」とかっていうのは、扱いが小さいベタ記事って呼ばれる事件の方が多いので。そっちの方が慎重になるし、おかしいなと思ったら聞くようにもするし。あまり書きすぎんようにしようっていうところもあります。警察はこういうけど、ちょっとこれここまで書いたら危ないねっていうこともよくありますよ。

【利根川】紙面の構成上、ベタ記事のようなところに取材の結果を反映することは難しいですか。

【早崎】いや、でも5行にも膨大な取材があって、5行なので。まああんまり膨大じゃない取材で5行の時、50行の時もあれば、「警察の言う通り争いが無い」、「これ間違いない」、「よくある事件やね」っていうのは、さらっと50行の時もあるけど、何日もかけて、色々な人に話を聞いて、その結果5行。5行が正しい。この5行の正しさを検証するために、1ヶ月かけることもあります

し。

【利根川】弁護人に話を伺ってもそれが記事に反映されるかどうかは別と。

【早崎】そうですね、必要なら反映するし、うん。

【利根川】：ケースバイケースという感じなんですね。

【早崎】警察みたいやな。ケースバイケースって。ハハハ。警察の言い訳でよく言われるんですよ、ケースバイケースって。

【利根川】同じような言葉を使ってしまいましたね。

それでは三点目なんですけれども、現在も特定の警察官と交友関係を持って、そこから情報をリークしてもらうというような、「夜討ち朝駆け」の取材方法っていうのはあるんでしょうか。で、具体的なエピソードが、早崎さん経験されたエピソードがあれば、それも教えていただきたいです。お願いします。

【早崎】「夜討ち朝駆け」した方が、何ていうんでしょうね。「お前らだけに…」みたいな、仲が良くなつて教えてくれるっていう感じでもないんですけど。顔見て時事ネタ話してたら「こんなことあって」っていうようなことはポロっと出てきたりはするので。できるだけ「夜討ち朝駆け」した方が市民、読者のためとか、国民、県民のためには多分良いんですよ。でももうそんな時代じゃなくなってきていて、ワークライフバランスがあるので。あまり「夜討ち朝駆け」も前ほど激しくはないです。正直そこまでは求めてないです。

普段から別に向こうの機嫌をとる必要はないと。へりくだらんでも、失礼なことも言わんでいいし、社会人として普通の信頼関係を築いてくれということは言ってますけどね。

【利根川】前ほどは激しくないけれども、それは記者の裁量に任すと。

【早崎】任すですね。「夜討ち朝駆け」しといた方が楽なとき、楽というか、事実確認、ファクトチェックするときに何かネタを言ってくれなくとも、自分が掴んできた情報を整理して、「こういうことじゃないですか」って言ったら、「んー、そうかー」というその表情で、「方向性間違っていないのかな」とかっていうことも確認できたりするので。

でもそれは警察取材に限った話じゃないですけどね。一般の人の取材もそうやし。

【利根川】ありがとうございます。すみません、予定していた1時間経過してしまったんですけどまだ大丈夫ですか？ 続けてもよろしいですか。

【早崎】どうぞどうぞ。

【利根川】ありがとうございます。それでは四点目なんですけども、記者クラブに入りされたご経験があれば、そのメリットだと思うこと、デメリットだと思うこと、教えていただきたいです。お願いします。

【早崎】記書クラブがあったら、県庁でもどこでも、県やったり、警察やったりはひとつひとつに対応せんでいいんで、楽ですよね、便宜上。それで、うちの記者は記者クラブとか感じたことないです。「クラブ、そんなんあるが？」って感じです、全然。クラブは逆に迷惑というか、めんどくさいっていうか、はい。

記者クラブの存在は無い感じで、自らでやりますよと。逆に「記者クラブで意見を統一して聞け」とか、代表質問とか言うき、「もうえいきよ…」って感じです。

【利根川】やっぱりメディアの数が高知県、他と比べて少ないというようなことも関係しているんですかね。

【早崎】少なくはないけど。まあ少いですかね。大手の人もまあ少ないか。一応加盟はしてるけど、熱量はないので。例えばメディアスクラムとかの時に、「これはちょっと考えましょう」とかっていうことになるんかな。でもそれって記者クラブとか無くてよくないですか？別にその場で話したらいいし。

情報を出す側は幹事社がいると、10コに全部出さなくていいので。そういう意味では、取材相手のことを考えると、あんまり迷惑かけたり良くないなって僕らも思うんで。そういう便宜上のとこでしょうねメリットと言えば。デメリットも別にない…、あるのかなあ。ひとりひとりの記者がちゃんとしていればデメリットは生まれないとと思うし。

【利根川】：ありがとうございます。

私が以前聞いた話では、高知白バイ事件があった時に、テレビ朝日系列のテレビ局が高知にないので、瀬戸内の方から1社来られたみたいで。取材で来られた際に、記者クラブに加盟していないので、取材がなかなか上手くいきませんでしたというのを聞いたことがあるのですが。

【早崎】それは上手く記者クラブを、記者クラブの名前を警察に使われました、きっと。じゃないですかねえ。僕らは止めないですしね、取材を。「好きにやって」って。むしろ「ダメです」って言われたら「そんなん聞いちゃれよちゃんと」とって言いますしね。記者クラブを理由にするっていうのは、まあもう記者クラブ無くてもいいと思うんですけど。記者クラブ理由にするんやったら、もっとガツツ出して、「そんなに頑張るがやったら言うわ」ってした方がいいんじゃないかな、と思いますね。東京とかは弊害あるのかもしれないんですけどね。

【利根川】逆に権力側に利用されるという面もあるんでしょうか。

【早崎】ああそうですね。だから僕たちが愛媛とか取材する時には、「めんどくせえ」って記者クラブを理由にはねられる時あります。でも、そんなもん向こうは便宜上そうなんで。じゃあはねられたら行って会って言いに行きゃいい

だけの話なんで。記者クラブのせいにするよりは、ちゃんとすりやいいと思いますけど、はい。

【利根川】記者クラブを通すよりかは実際に会いに行って話を聞けばいいと。

【早崎】「クラブを通せ」って言われたらね。僕はなくていいと思う。便宜上の組織なので。そんなんで取材拒否する、権力側に使われるぐらいやつたら別に無くていいし。

【利根川】ありがとうございます。それでは最後のテーマとして、今後の犯罪報道のあり方について四点お伺いしたいんですが。まず一点目なんですけども、実名報道は辞めるべきか、存続させるべきか、どちらがいいと現在考えていますか。またその理由も教えてください。よろしくお願いします。

【早崎】個人的な理由ですよ。個人的な理由というか、社として全然代表するわけじゃないんですけど。僕としては、とりあえず今の段階では存続させるべきだと。

やめると楽なんんですけど。やっぱ悩んだり、チェックしたりっていうのが薄くなるので。実名報道しつつも、より、加害者・被害者の人権っていうのは、社会の変化もあるので、配慮しなくちゃいけないと思いますけど。今すぐ辞めるべきとは思わないでの、存続ですかね。「べき」っていうほどは強くないかもしれませんんですけど。わかんないです。

【利根川】現時点では存続させて、ということで。

【早崎】はい。させていきながら、まあ最大限の配慮かなと思います。

【利根川】先ほどもおっしゃっていたように、その社会の流れが変わっていけば、匿名に寄つていけば、もしかしたら社としても変わるんですかね。

【早崎】 そうですね。「そんな情報いらない」と、市民・県民に、「いや、そんなんいらんやんか」っていうふうな機運が強くなれば。それは求められていない情報になると思うので。あんまりこちらだけの正当性っていうか、凝り固まつた昔ながらの考え方を押し付けるのもいかがなものかなと自分は思います。

【利根川】 それはもう会社としてではなく、社会全体の機運が高まれば。

【早崎】 そうね。その都度その都度、実名・匿名って話はしますけど。まだそこまで匿名に踏み切るっていう話は出てないですね、正直。はい。

【利根川】 ありがとうございます。それでは二点目なんですけれども、実名報道を残す場合に、市民への報道被害というのは最小化して、もし報道被害が発生してしまった場合にはそれを救済するために企業としてできること、一記者としてできること、というのはどのようなことがあると思いますか。

【早崎】 傲慢にならず、誠実に。ひとつひとつ誠実に対応することでしょうね。報道被害を最小化するためには、加害者の中でも被害者の中でも関係者の中も、最初から言っているように、その立場として考えて、ですよね。

救済っていうふうにならぬないようにしなきゃいけないなと思うんですけど。救済の時も誠実に。対応しなくちゃいけないと、相手の立場に立って考えないといけないと思っています。

【利根川】 例えば「誠実さ」というのはどのような行動として表すことができますかね。

【早崎】 そうですねえ…、一本一本の記事を大切に、どんな10行の記事でも、書かれる側のことを考えて、取材を尽くす、名前を出される人のことを考えて、取材を尽くす。本当に名前まで出す必要があるのかっていうのを考える、っていうことでしょうね。

【利根川】ありがとうございます。それでは三点目なんですけれども、同年代の記者同士であったり、会社全体で実名報道や報道被害に関する問題意識っていうのは、共有されたり、あるいは醸成されたりしている実感はあるでしょうか。実感があれば、その具体的なエピソードも教えてください。お願ひします。

【早崎】まあ日々醸成されているのか…。やっぱり当たり前になっているのかな、どこまで書くかっていうのは。いや、でもそうでもないか…。直接このテーマに関して、みんなが集まって、ワーキンググループ的に話しているっていうことは今のところないので。継続的に話してるっていうのは無いのでアレなんですけど。日々、一本一本の記事を書く時に、「これどうなんや、実名か」、「これどうなんや」っていうのは話しますので。そこでお互いの基準というか、ラインを合わせていってるとこははあるかなと思います。

【利根川】ワーキンググループ的ではないけれども、普段の記事の調査というか、本当にこの記事を出していいかっていうところで話し合うところから考えるきっかけにしていると。それで、今後はそういうワーキンググループとか、研究会みたいなものを開催していく予定、考えみたいなのはあったりしますか？

【早崎】数年前に一定のラインをね。今までだいたい報道の書き方、実名と匿名の基準みたいなのが、ずっとこう積み重ねて、チェンジしながらあって。それを1回、もう1回見直そうって見直して。その後は、「このテーマの時はどう」っていう。例えば、少年法の改正とかがあって、もう1回ちょっと確認するとかっていうことはあって。だからその都度その都度やっているので。今のところ、またどうしようっていうところが具体的には無いんですけど。ただ僕個人としては、「掲載基準っていうのを見直す時期に来てるんじゃないかな」というところで、もうちょっとセンター長・部長とかと話はしたいなっていうふうに。まだ言ってないですけど、思っています。

特に「12段化」、「12段化」って紙面の組み方が今年10月から変わって、ベタ

記事でも非常に大きく見えるんですよね。そうなった時に、見え方の問題でどこまでを掲載基準にするか、どんな事件・事故までも掲載するのかっていうところは、ちょっとみんなの頭をすり合わせてみたいなって気はしています。やっぱり社会が知るべき、知らされるべきこと、社会の利益になる情報なのかどうなかつていうところも、話はしていかないかんなっていう気はしています。はい。

【利根川】記事の12段化、そういうことをきっかけに報道基準の見直しみたいなところを含めて考えているという感じなんですね。

【早崎】そうですね、はい。

【利根川】ありがとうございます。それでは質問票の最後になるんですけれども。犯罪報道について早崎さんがこれまで感じた苦悩であったり、モヤモヤしていること。理想と現実のギャップなどを感じていれば、その点について教えていただきたいです。

【早崎】全部匿名で関係者が傷つかないようにしたいっていう自分もいます。で、責められたくないという自分もいます。

警察の匿名発表についても「なんでこれは匿名なんや」って、ちょっと実名にしてくれませんかっていうのを現場に聞かせるんですけど。聞かしながらも、実名の原則から言えば、今までから言えば、これを実名で載せなければいけない流れやけど。果たしてそうなかつていうようなジレンマもありますね、すごく。

誰にも喜ばれないような感じはあるので。すごい実名で報じてほしいと、被害者の方から見れば、「こんなことされた！」と、「実名で報じてほしい！」っていう思いはあるかもしれないし、そうやって言われることもあるんですけど。書かれる側は「そこまで書くかえ」というところもあって。やっぱり子供がいじめられるとか、色々あるんで。そこの葛藤も日々あるし。で、先ほど言っ

た実名報道の原則の正当性っていうところを、理路整然と書いてるし、説明はみんなすると思うんですけど。それが胸に刺さるかっていうと、そこまで強く言えるものではないなって。「これは絶対正しい」って、みんなに通用する話ではないと思うので。本当に悩みながらやっていかなくちゃいけないなって思っています。そういう報道の正当性を僕らが声高に言っても通用しない部分があるっていうことは認識しています。

【利根川】先ほど「責められたくない」というお話があったんですけど、読者だったりとか、報道した被疑者だったりとか、そういう人たちに責められたくないのですか？

【早崎】できたら、ですよ？でも、それは責められても書くのが僕らの仕事なんで。全然、責められても書くんんですけど。そりやあできたら、匿名やったら楽なんですよ。責められないから。責められるケースが減るので。これは本質から外れて僕らの側だけの話になっちゃうんですけど、多分そうなると一本一本、5行の記事に対する誠実さが失われるっていうデメリットはあるのかなって思います。でもそれはこっち側の、内々の作業の話なんで。

【利根川】ありがとうございます。質問票の内容はこれで以上となりますので、今回のインタビュー調査は以上で終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【早崎】素晴らしい調査でございます、これは。ありがとうございました。

二 「高知新聞社 編集手帳 第2版 報道基準（抜粋）」

【犯罪報道の留意点】

●取材のポイント

犯罪報道には何よりも正確さと人権への配慮が求められる。この二点はど

んな取材でも要求されることだが、一つの記事で社会的生命を絶つケースもあるだけに特段の注意が必要。しかも、通常の記事に比べて短時間での出稿を要求されるだけに危険性は高い。

正確さの基本は徹底した取材。あいまいであれば確認し、間に合わなければいくらデスクに怒られようとも決して書かない。価値判断も重要で、取材しながら事件の社会的意味やポイントを判断していくば、短時間で核心を抑えた取材ができる、全体像を正確につかめる。また、記事をめぐるトラブルはベタ記事が圧倒的に多い。これはベタ記事ほどチェックがおそろかになるためで、このことは忘れてはならない。

人権に配慮するには、書かれる側に立って考えてみることが必要。記事の一文一文が被疑者、その家族、被害者、周辺の関係者らにどんな影響を与えるかを気配りしながら書く姿勢が求められる。犯罪報道は間違った際に「訂正」を出せば済むという性格のものではない、ということを肝に銘じておきたい。

●実名か匿名か

容疑者、被告人は実名を原則とする。被害者はケース・バイ・ケース。捜査当局が人権に配慮して被害者を最初から匿名で発表するケースが増えていくが、実名か匿名化の判断は新聞社側がするもので、必ず住所、氏名を聞き出す。被害者の人権には十分配慮し、匿名にした場合、住所は原則、市、郡まで（例・香美郡内の○○）で、本人が特定できないよう配慮する。また、複数の匿名が出てくる場合にA、B、Cなどと表記すると分かりにくくなるので、「会社員」となどと書く。

▷匿名とする主なケース

- ①未成年の容疑者。犯行時に未成年の場合は、公判中に成人しても匿名
- ②参考人、任意段階の容疑者、別件逮捕の容疑者（内容の重大性または有名人などニュース価値によっては、実名敬称、肩書もある）
- ③微罪事件の容疑者で、「お話」として書く場合
- ④精神障害者

- ⑤自殺者(有名人または議員や公務員など社会的地位のある人の場合は実名)
- ⑥婦女暴行の被害者（殺人、強盗に伴う場合は、婦女暴行の事実を伏せ、氏名を明記する）
- ⑦事件の被害者などで特に重要な役割を持たない場合、または名誉を傷つけ、本人や関係者に迷惑を及ぼす恐れがある場合

●被疑者の呼称

被疑者には、「容疑者」の呼称を付ける。文中で容疑者がはんらんするとわざらわしいので、省けるものは省く。

(例) ○○、○○、○○の三容疑者。

呼称の基準は次の通り。

①逮捕段階から起訴段階までは氏名の後に「容疑者」を付ける

(例) ○○容疑者を殺人罪で起訴した

②起訴後から公判段階は「被告」。ただし、起訴後に再逮捕の記事では「容疑者」

(例) ○○容疑者を詐欺容疑で再逮捕した

③未成年者も「容疑者」を付ける

④書類送検、略式起訴も「容疑者」

⑤通常の任意調べ、起訴猶予、不起訴は「肩書」、「敬称（さん）」

⑥有罪確定後は「受刑者」

⑦無罪確定、刑期満了後は「敬称」

⑧再審開始の決定が出た場合は「元被告」

⑨再審公判中は「被告」

⑩時効成立後は「敬称」、「肩書」

●精神障害者

精神障害の疑いがある容疑者を実名にするか匿名にするかは最終的に、本人の刑事責任能力を問えるかどうかにかかる。刑法では、「心神喪失者の行為は罰せず、心神耗弱者の行為は刑を軽減する」となっている。精神分裂病などは刑事責任能力はないとされ、「心神喪失」と判断される。この場合は起

訴されないし、起訴後の公判段階で喪失とわかれれば、無罪になる。「心神耗弱」は喪失と健康な状態の中間で、起訴もされ、公判でも刑は軽減されるが、無罪にはならない。

このため、心神喪失は匿名、耗弱は実名が原則。ただ、喪失か耗弱かは専門医の鑑定によって決まる。このため、事件発生時に報道機関が判断するのは難しいが、次を一応の目安とする。

▷匿名にする場合

- ①精神障害のため、入院、通院したり、過去の病歴が明らかな場合
- ②精神薄弱者、精神分裂病者、そううつ病、てんかん、気質精神病者（①、
②いずれの場合も精神障害の病歴や病名は原則として書かない）
- ③入院、通院歴がなくても、「電波が飛んだ」「神の声が聞こえた」など明らかに言動が異常な場合
- ④事件発生時に実名についていても、後に心神喪失と分かった場合

▷実名にする場合

- ①異常性格、精神病質、異常性欲などの性格異常
- ②発生時に匿名についていても、後に心神耗弱と分かった場合
- ③逃走していて、凶悪犯罪が予想され、早急に逮捕する必要がある場合
(注) 事件、事故の当事者、被害者などで精神障害があることが事件に特に関係ないときは、実名で書いて、精神障害に触れない。

●微罪報道

犯罪報道は、社会のひずみや病理を伝えることで公共の利益を図る目的があるが、一方で容疑者に社会的制裁を与える。このため、公共の利益が少ない割に社会的制裁は大きい微罪事件の場合、そのバランスを考えて報道しようというのが微罪報道の考え方。報道そのものを見送ったり、必要最小限にとどめるケースがある。

本社ではこれまで逮捕事件は原則的に書いてきたが、近年は微罪報道の観点から書かないケースが増えてきた。ただ、微罪であっても容疑者の社会的立場（公務員など）によっては大きな問題になるケースもあるので、取材は

きちんとやる。また、微罪だが話としては面白いケースは、匿名でお話風に書く。

▷微罪の判断の目安

- ①少額の窃盗、少額の万引、自転車盗、単発的な自動車盗（侵入盗、ひったくりは書く）、少額の無銭飲食
- ②飲み屋や仲間内のけんか、暴行、夫婦げんか（いずれもけがの軽いもの）、包丁やナイフを持ち歩いていたという程度の銃刀法違反
- ③軽微な交通事故、一般人の単純な交通違反
- ④ぼや、部分焼程度の火災

●顔写真

事件、事故の容疑者、被害者らの顔写真は報道の具体性を高めるために必要だが近年、人権への配慮から掲載を控えるケースが増えている。判断はケース・バイ・ケースだが、掲載する目安は次の通り。

- ①航空機墜落、列車事故、船の海難など大事故の死者
- ②水難、火災などによる子供の死者
- ③殺人事件の被害者
- ④殺人、強盗、汚職、詐欺など重大事件の容疑者
- ⑤公務員など社会的地位の高い容疑者

●連行写真

重大事件の容疑者の逮捕、連行時の写真は欠かせないが、手錠や腰繩がはつきり分かるものは、人権に配慮し掲載しない。海外の事件の容疑者も同様。また海外の事件、事故では通信社が残虐な死体の写真を送信してくることがよくあるが、読者感情を考え、なるべく掲載を控える。

【事件】

●殺人

▷発生

明らかに他殺と分かるケースを除き、変死体が病死や自殺なのか、あるいは事件性がある（他人の関与）のかどうかの判断に、担当刑事はまず全精力を注ぐ。少しでも不審な点があれば、所轄署だけで判断せずに本部捜査一課の調査官の派遣を要請する。

従って、普段は見慣れない捜査員を現場で見かけたときは注意が必要で、所長などが現場にいる時も同様だ。警察無線は「〇〇（署）捜査」「本部捜一」の呼び出しが頻繁になる。「いつもと様子が違う」。それを少しでも早くキャッチできるかどうかが立ち上がりの分かれ目となる。

▷取材

警察発表は死体状況や凶器など、細部は必ず隠していると考えなければならない。現場が屋外の場合は、被害者の氏名さえずっと後になるケースが多い。理由は公判維持や、マスコミ取材が先行することを避けたいからだ。隠された事実をいかにつかむかが取材力の差となる。

また直接の担当部署より、周辺部が話を聞きやすい。交通や地域課、あるいは隣接署で思わぬ情報が入ることがある。特に支局員は常にこの点を意識してほしい。被害者の生活実態など周辺取材は、地域情報の宝庫である高知新聞販売所を最大限に活用したい。

▷事件背景

事件解決が長引けば、記事はどうしても犯人像など捜査動向が中心になる。しかし早期解決した場合でも、例えば親子や外国人、少年などが絡むケースでは世相が反映されていることがある。殺人だけでなく、犯罪を通じて社会状況を考えることが厚みのある記事につながる。

●火事

▷現場

これも事件性の有無、つまり失火か放火かどうかの見極めが重要だ。もし焼死者がいれば、警察は解剖して生活反応（肺に煙を吸った跡が残る）を調べる。生活反応がなければ殺人事件に発展する恐れがある。窃盗犯が犯行を隠すための窃盗放火も紙面上の扱いは大きい。連續放火の疑いがある時は、

さりげなくやじ馬の写真を撮っておきたい。愉快犯なので現場に舞い戻っていることもある。現場の鑑識が群衆を撮影している時は注意が必要だ。

▷出稿

夜間の火事では朝刊締め切りまで時間が無いケースが多く、断片情報を電話送稿するしかない。その場合、確認済みか、未確認情報なのかをはっきり伝えること。混乱状態の中でミスのもととなる。全焼、半焼の区別は、大まかには屋根部分が焼け落ちているかどうかで判断する。焼失面積など細かい部分で、消防署と警察発表が異なるケースがあるので、必ず双方で確認する。

▷特異事例

アパートやマンション火災では何世帯が入居していたか、病院などでは入院患者の非難常用などを必ず押さえなければならない。また、燃えさかる中に突入して家人を助け出したり、とっさの消火作業によってボヤで消し止めたようなケースでは、むしろそれが記事の中心となる。文化財施設では、建物自体のほか所有資料が無事だったかどうかも大きなポイントだ。

●暴力団

▷記事

肩書は「〇〇組」組長、幹部、組員と書き分け、若頭や舎弟は使わない。また被害者の場合は「〇〇組員」とする。協力者らを「準構成員」＝県内で約百五十人＝と表現することがあるが、正式な構成員である「組員」ではないので記事上は一般人として扱う。組員が軽微な交通違反などで逮捕された場合は、一般人のケースと同様に判断する。

▷抗争

いつも全国の動向に頭を置き、県内の事件がどう関係しているかを探る。現場では組員は非常に神経質になっているので、フラッシュを使う際は細心の注意が必要だ。組事務所周辺の取材では、常に近くに警察官がいることを確認し、行動はデスク、キャップと連絡を取り合う。

●汚職

▷端緒

捜査二課特捜班がひそかに内偵し、情報漏れに神経を使うためかなかなか端緒をつかみにくい。休日に出勤している本部捜査員の動きや夜討ちなどでキャッチするしかない。最近では談合摘発を捜査の入り口にするケースが多いが。その時点では収賄側のターゲットは絞られている。

▷取材

事件がはじける（強制捜査に着手する）までが勝負。ターゲットの仕事ぶりや業者との付き合い、生活実態などを水面下で取材する。最低でも顔写真、できれば表情写真を確保しておきたい。

しかし相手に気付かれないのが絶対の条件だ。関連する支局や政治部などとも、デスクを通じて情報交換しておく。

▷逮捕

警察が勝負をかける時は、朝から事情聴取して夜間に逮捕というのが通常のパターン。必ず警察庁の了解を取るので、本部捜査二課には連絡要員が待機している。逮捕状請求には捜査員が裁判所の当直へ出向くので、裁判所もマークしたい。身柄の拘置場所への移動や役所などの家宅捜索は、逮捕発表の前に済ませることもあるので後手に回らないよう注意する。事情聴取した後に容疑者を帰宅させた場合（任意取り調べ）、自殺も念頭に置かねばならない。

●選挙違反

▷取材

警察は捜査が投票行動に影響しないことに神経を使う。従って極端なケースを除き、投票翌日から一斉事情聴取に着手するので、このポイントを外さないこと。対立陣営からのたれ込みもあるので、ちょっとした電話も要注意だ。

供応の場合は事情聴取の対象者が多数になるので、所轄署では人の出入りをチェックする。

▷記事

容疑者氏名の前に選挙名、選挙区名、候補者、当落の別を書く。

例えば「〇〇選に〇〇区から立候補した〇〇候補＝落選＝の運動員」。連座制の対象は、①総括主宰者②出納責任者③地域主宰者④候補者親族⑤秘書⑥組織的選挙運動管理者等－に拡大されており、これらが刑に処されると当選の無効や立候補制限が課せられる。連座制適用の訴訟は、四国では高松高検が高松高裁に対し起こす。

【司法】

●基本用語

▷刑事と民事

刑事案件の審理は「公判」で、民事事件は「弁論」。刑事では「被告人」「弁護人」に対し、民事では「被告」「代理人」と用語を正確に使い分ける。刑事は法廷がすべてで、例えば裁判官が判決を間違って言い渡しても、開廷すればそれが判決となる。民事では証人尋問は別にして、主張の攻防は必ず書証で行う。

▷起訴

検察官のみに公訴（起訴）権があり、起訴した時点で「〇〇被告」となる。被告を全く別の容疑で再逮捕した場合、本紙では「〇〇容疑者＝〇〇罪で起訴済み＝を〇〇容疑で再逮捕」とする。高知地検との取り決め（一九九四年）から、「起訴状によると…」ではなく、「起訴事実によると…」と表記。略式起訴（量刑が罰金刑）に対しては、略式命令が出される。

▷不起訴

不起訴の中には、犯罪行為は認められるが軽微などの理由で罪を問わない「起訴猶予」、犯罪行為がないか、立証できない「不起訴」がある。紙面ではいずれかを区別して扱う。逮捕後に「不起訴」となれば、捜査側の黒星となる。しかしその場合、地検は拘置期限が切れてもすぐに処分を出さず、「処分保留」として身柄を「釈放」とするケースが多い。その場合は、名誉回復の観点から記事にする。

●取材

▷検察官

検事には司法試験に合格した正検事と、事務官から内部登用した副検事がいる。事件の軽重で分担するが、ベテランの副検事には気さくで警察官とも親しい人が多い。検察官室を訪ねる際は、事前に事件内容や法律的な基礎知識を身に付けておく。

▷弁護士

高知弁護士会には約五十人が登録している。各事務所を回って人柄や得意分野をつかむ。法廷の後で、当該事件だけでなくさまざまな質問をするのも効果的だ。弁護士は忙しく、事前アポを取らないと思惑が外れるケースもある。弁護士会には各事務所の事務員が定期的に訪れる。名前と顔を売つておけば、いざという時に取材がスムーズにできる。

▷提訴

書記官室の期日簿に記載されるのは、訴状が被告側に送達されて以後になる。したがって提訴の時点で記事にするには、まめに弁護士事務所を回ってキャッチするほかない。出稿の際には、必ず原告本人の了承を取る。最もしんどい作業だが、後のトラブルを避けるため不可欠だ。記者の全人格的な部分を試されることもある。

▷写真撮影

裁判所の敷地内、建物内は基本的に写真撮影は不可。ただし法廷などは事前申請すれば許可が出る。弁護団の入廷風景が必要な場合も同様。検察庁も建物内は不可。逮捕者の押送については、敷地内に入らない範囲で現実的には黙認の状況にある。

●出稿

▷訴訟

民事訴訟では国や地方自治体を相手にした行政訴訟、医療ミスを問う医療過誤訴訟などは軽微なものを除き基本的に提訴の時点で記事にする。

第一回弁論は、（提訴時点で記事にしていれば）なるべく訴えの部分をコンパクトにして、反論を中心に書くよう心掛ける。提訴で記事にすれば判決まで追う。請求額が少ないなどは表面的には取るに足りなくても、時には社会的な断面が表れているケースがある。どんな法廷でものぞいてみる好奇心を。